

令和 5 年 2 月議会

福祉都市委員会 議案説明資料

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 一般会計・特別会計補正予算案 総括表 | … 1 頁 |
| 2 | 一般会計補正予算案（議案第 1 号） | … 3 頁 |
| 3 | 香椎駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算案（議案第 7 号） | …11頁 |
| 4 | 貝塚駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算案（議案第 8 号） | …13頁 |
| 5 | 福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案
（議案第15号） | …16頁 |
| 6 | 令和 4 年度市営弥永住宅新築工事請負契約の締結について
（議案第20号） | …30頁 |
| 7 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について（議案第23号） | …39頁 |

令和 5 年 2 月20日

住 宅 都 市 局

1. 一般会計・特別会計補正予算案総括表

会 計 名		補 正 前 の 額			
		予算額 (A)	財 源 内 訳		
			特 定	当該事業財源	一 般
一 般 会 計		33,897,606	28,488,860	—	5,408,746
特 別 会 計	香椎駅周辺土地区画整理事業	937,965	8,367	—	929,598
	貝塚駅周辺土地区画整理事業	491,527	284,420	—	207,107
	小 計	1,429,492	292,787	—	1,136,705
合 計		35,327,098	28,781,647	—	6,545,451

(単位：千円)

今 回 補 正 額				合 計			
予算額 (B)	財 源 内 訳			予算額 (A + B)	財 源 内 訳		
	特 定	当該事業財源	一 般		特 定	当該事業財源	一 般
△ 795,022	△ 662,876	—	△ 132,146	33,102,584	27,825,984	—	5,276,600
1,556,830	1,556,830	—	—	2,494,795	1,565,197	—	929,598
—	—	—	—	491,527	284,420	—	207,107
1,556,830	1,556,830	—	—	2,986,322	1,849,617	—	1,136,705
761,808	893,954	—	△ 132,146	36,088,906	29,675,601	—	6,413,305

2. 一般会計補正予算案（議案第1号）

（歳入）

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
6	(19) 国庫支出金	2. 国庫補助金	8. 都市計画費金 国庫補助金	912,386
8 ・ 9	(21) 財産収入	1. 財運用収入	2. 利子及び金 配当金	41,716
11	(26) 市債	1. 市債	8. 都市計画債	4,618,000
その補正他 (本補正以外)				22,916,758
歳入合計				28,488,860

(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A + B)	説 明
△ 147,609	764,777	1. 都市計画調査費補助金の減額 △ 36,273 国の内示減による減額 2. 土地区画整理事業費補助金の減額 △ 54,045 国の内示減による減額 3. 公園整備費補助金の減額 △ 57,291 事業進捗等による減額
6,733	48,449	1. 市営住宅修繕基金利子収入の追加 3,828 2. 市営住宅基金利子収入の追加 2,905
△ 522,000	4,096,000	1. 土地区画整理事業債の減額 △ 49,000 国庫補助金の内示減に伴う減額 2. 街路橋りょう整備債の減額 △ 49,000 国庫補助金の内示減に伴う減額 3. 公園緑地整備事業債の減額 △ 424,000 事業進捗等による減額
—	22,916,758	
△ 662,876	27,825,984	

(歳 出)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
30 ・ 31	(8) 土 木 費	4. 住 宅 費	1. 住 宅 管 理 費	6,186,660
			5. 市 営 住 宅 費 基 金	196,455
	(9) 都 市 計 画 費	1. 都 市 計 画 費 管 理	1. 都 市 計 画 費 総 務	4,383,540

(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A + B)	説 明
3,828	6,190,488	市営住宅修繕基金積立金の追加 基金利子収入の増に伴う積立金の追加 [関連歳入 (21) 財産収入 3,828 市営住宅修繕基金利子収入]
2,905	199,360	市営住宅基金積立金の追加 基金利子収入の増に伴う積立金の追加 市営住宅基金利子収入積立金 [関連歳入 (21) 財産収入 2,905 市営住宅基金利子収入]
△ 198,772	4,184,768	区画整理・再開発関連経費の減額 国庫補助金の内示減に伴う事業費の減額 (橋本駅前地区における拠点形成関連基盤整備) [関連歳入 (19) 国庫支出金 △ 90,318 都市計画調査費補助金 △ 36,273 土地区画整理事業費補助金 △ 54,045 (26) 市債 △ 98,000 土地区画整理事業債 △ 49,000 街路橋りょう整備債 △ 49,000]

(歳 出)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
32 ・ 33	(9) 都市計画費 (前項の続き)	4. 公 園 費	2. 公 園 整 備 費	5,333,696
そ の 他 (本 補 正 外)				17,797,255
歳 出 合 計				33,897,606

(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A + B)	説 明
△ 602,983	4,730,713	都市公園経費の減額 ア セントラルパーク構想推進事業 9,500 国庫補助金の追加内示に伴う事業費の追加 イ 特色ある公園づくり事業 △ 91,820 事業進捗による事業費の減額 (春吉橋迂回路橋上広場) ウ 公園再整備事業 △ 353,930 事業進捗による事業費の減額 (平尾霊園 外) エ その他公園事業 △ 185,252 事業進捗による事業費の減額 (汐井公園 外) オ 海の中道海浜公園事業 18,519 国の事業進捗による負担金の追加 [関連歳入 (19) 国庫支出金 △ 57,291 公園整備費補助金 (26) 市債 △ 424,000 公園緑地整備事業債]
—	17,797,255	
△ 795,022	33,102,584	

(繰越明許費)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	事 業 名	関係予算額
118 ・ 119	(8) 土 木 費	1. 住 宅 管 理 費	共 同 施 設 等 整 備 費	96,929
	4. 住 宅 費	2. 住 宅 整 備 費	市 営 住 宅 ス ト ッ ク 費 総 合 改 善 経 費	2,622,870
	5. 建 築 行 政 費	1. 建 築 指 導 費	民 間 建 築 物 耐 震 化 費 促 進 経 費	75,065
			放 置 空 家 対 策 等 経 費	36,386
	(9) 都 市 計 画 費	1. 都 市 計 画 費 1. 都 総 務 計 画 費	市 街 化 調 整 区 域 に お け る 定 住 化 対 策	11,800
1. 都 市 計 画 費 管 理 費	地 下 街 防 災 の 推 進		198,100	
	九 州 大 学 移 転 跡 地 の ま ち づ くり 推 進 経 費		1,349,296	
	橋 本 駅 前 地 区 に お け る 拠 点 形 成 関 連 基 盤 整 備		644,158	
4. 公 園 費	2. 公 園 整 備 費		公 園 整 備 事 業	4,730,713

(単位：千円)

繰越額		説明
補正前	補正後	
—	28,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (香椎浜住宅舗装等工事)
—	600,517	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (福浜住宅外壁改修 等)
—	400	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (木造戸建住宅耐震建替への補助)
—	5,900	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。 (特定空家等の代執行)
—	1,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (空き家活用への補助)
—	155,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (地下街耐震補強工事への補助 等)
—	392,019	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (都市計画道路整備 等)
—	250,480	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。 (組合施行の土地区画整理事業への補助 等)
1,663,823	1,673,323	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。 (舞鶴公園園路整備)

3. 香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算案（議案第7号）

（歳入）

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
79 ・ 80	(4) 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	—
その (本 補 の 正 他 外)				937,965
歳 入 合 計				937,965

（歳出）

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額 (A)
79 〈 83	(1) 事業費	1. 事業費	2. 市債管理基金 積立金	—
その (本 補 の 正 他 外)				937,965
歳 出 合 計				937,965

(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A + B)	説 明
1,556,830	1,556,830	前年度繰越金の追加 前年度決算剰余金の追加
—	937,965	
1,556,830	2,494,795	

(単位：千円)

今回補正額 (B)	計 (A + B)	説 明
1,556,830	1,556,830	市債管理基金積立金の追加
—	937,965	
1,556,830	2,494,795	

4. 貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算案（議案第 8 号）

（繰越明許費）

予算案 説明書 ページ	款・項	目	事業名	関係予算額
126 ・ 127	(1) 事業費 1. 事業費	1. 事業費	土地区画整理事業	491,477

(単位：千円)

繰越額		説明
補正前	補正後	
—	156,447	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。 (仮設道路築造工事 等)

5. 福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案（議案第 15 号）

1 改正理由

建築基準法及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、容積率に係る認定等が追加されたため、福岡市建築関係手数料条例を改正する。

2 改正内容

（1）容積率の認定等の申請手数料の追加（別表第 1 関係）

建築基準法の一部改正により、屋根や外壁の断熱改修等の省エネ改修を行うことで、建築物の容積率、建蔽率、高さの建築基準法の制限を超える場合等について、認定等により建築物の形態規制を緩和する、省エネ改修等の円滑化を目的とした制度が創設された。そのため、これらの新たな制度の申請手数料を定めるもの。

建築関係手数料条例 別表第 1 の改正内容

根拠規定	概 要	申請手数料
法第 52 条第 6 項第 3 号	省エネ給湯設備等の設置に係る容積率の認定	27,000 円
法第 52 条第 14 項第 3 号	外壁の断熱改修等に係る容積率の許可	33,000 円
法第 53 条第 5 項第 4 号	外壁の断熱改修等に係る建蔽率の許可	33,000 円
法第 55 条第 3 項	屋根の断熱改修等に係る第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの許可	33,000 円
法第 58 条第 2 項	屋根の断熱改修等に係る高度地区における建築物の高さの許可	33,000 円

（2）低炭素認定等の申請手数料の追加（別表第 7 及び別表第 10 関係）

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正により、低炭素建築物新築等計画（以下、「低炭素認定」という。）及び建築物エネルギー消費性能向上計画（以下、「性能向上計画認定」という。）に簡易な評価方法が追加されたため、新たな申請手数料を定めるもの。

①誘導仕様基準（住宅部分の評価方法）による申請手数料の追加

低炭素認定及び性能向上計画認定の住宅部分に係る申請については、これまでの標準入力法に、簡易な評価方法である誘導仕様基準が追加された。

参考：一戸建ての低炭素認定申請（適合証無）の場合

	改正前		改正後	
評価方法	標準入力法	評価方法	標準入力法	誘導仕様基準
申請手数料	35,000 円	申請手数料	35,000 円	18,000 円



②モデル建物法（非住宅部分の評価方法）による申請手数料の追加

低炭素認定の非住宅部分に係る申請については、これまでの標準入力法に、簡易な評価方法であるモデル建物法を追加する。

参考：床面積が 300 平方メートル未満（適合証無）の場合

	改正前		改正後	
評価方法	標準入力法		評価方法	標準入力法 モデル建物法
申請手数料	247,000 円		申請手数料	247,000 円 99,000 円

<参考：各評価方法の概要>

標準入力法 (すべてに使用可)	誘導仕様基準 (住宅部分のみ使用可)	モデル建物法 (非住宅部分のみ使用可)
建築物の部屋毎に建築設備の仕様等を詳細に入力して計算する方法で、精密な評価ができる。	国が定める仕様以上の建築資材や設備等を採用していれば、誘導基準に適合しているか確認できる方法で、簡単に評価ができる。	建築物の用途毎の代表的な部屋に設置する建築設備の仕様等のみ入力して計算する方法で、入力項目が少なく簡単に評価ができる。

3 改正条例の施行期日

- (1) 別表第 1 関係 令和 5 年 4 月 1 日
- (2) 別表第 7 及び別表第 10 関係 公布の日

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
第1条～第7条（略） 附 則（略） 別表第1			第1条～第7条（略） 附 則（略） 別表第1		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
(略)			(略)		
17の2 法第52条第1項第8号の規定により定めた建築物の容積率及び法第53条第1項第6号の規定により定めた建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	17の2 法第52条第1項第8号の規定により定めた建築物の容積率及び法第53条第1項第6号の規定により定めた建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
追 加			17の3 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	27,000円
18 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	18 法第52条第10項、第11項又は第14項第1号若しくは第2号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
追 加			18の2 法第52条第14項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	省エネルギー改修等を行う建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	33,000円
追 加			18の3 法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円

19 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)	19 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(略)			(略)		
21 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	(略)	21 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの特例認定申請手数料	(略)
追 加			21の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの特例許可申請手数料	33,000円
22 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	(略)	22 法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	第一種低層住居専用地域等における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	(略)
(略)			(略)		
24 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)	24 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)
追 加			24の2 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	33,000円

25 法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	25 法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2～別表第6 (略)			別表第2～別表第6 (略)		
別表第7			別表第7		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(略)	(1) 一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)を対象とする認定の場合 35,000 円(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この表において「事前審査済計画」という。)については、5,000 円)	1 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(略)	(1) 一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)を対象とする認定の場合 35,000 円(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第10において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画(以下この表において「誘導仕様基準計画」という。)については18,000 円、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法

		(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。)を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。) 次に定める金額の合計額 ア 次に掲げる認定に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1戸のもの 35,000円(事前審査済計画については、<u>5,000円</u>) (イ) 2戸以上5戸以下のもの 71,000円(事前審査済計画については、<u>9,000円</u>)		律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この表において「事前審査済計画」という。)については<u>5,000円</u>) (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。)を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。) 次に定める金額の合計額 ア 次に掲げる認定に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1戸のもの 35,000円(<u>誘導仕様基準計画</u>については<u>18,000円</u>、<u>事前審査済計画</u>については<u>5,000円</u>) (イ) 2戸以上5戸以下のもの 71,000円(<u>誘導仕様基準計画</u>については<u>34,000円</u>、<u>事前審査済計画</u>に
--	--	--	--	---

		(ウ) 6 戸以上 10 戸以下のも の 100,000 円 (事前審査済計 画については、 16,000 円) (エ) 11 戸以上 25 戸以下のも の 141,000 円 (事前審査済計 画については、 28,000 円) (オ) 26 戸以上 50 戸以下のも の 203,000 円 (事前審査済計 画については、 47,000 円) (カ) 51 戸以上 100 戸以下のも の 292,000 円 (事前審査済計 画については、 85,000 円) (キ) 101 戸以上 200 戸以下のも の 397,000 円 (事前審査済計 画については、 136,000 円) (ク) 201 戸以上 300 戸以下のも の 522,000 円 (事前審査済計		については9,000 円) (ウ) 6 戸以上 10 戸以下のも の 100,000 円 (誘導仕様基準 計画について は 49,000 円、 事前審査済計 画については 16,000 円) (エ) 11 戸以上 25 戸以下のも の 141,000 円 (誘導仕様基準 計画について は 71,000 円、 事前審査済計 画については 28,000 円) (オ) 26 戸以上 50 戸以下のも の 203,000 円 (誘導仕様基準 計画について は 107,000 円、 事前審査済計 画については 47,000 円) (カ) 51 戸以上 100 戸以下のも の 292,000 円 (誘導仕様基準 計画について は 163,000 円、 事前審査済計 画については 85,000 円) (キ) 101 戸以上 200 戸以下のも の 397,000 円 (誘導仕様基準 計画について は 234,000 円、 事前審査済計 画については 136,000 円) (ク) 201 戸以上 300 戸以下のも の 522,000 円 (誘導仕様基準
--	--	--	--	---

		画については、 174,000 円) (ケ) 301 戸以上のもの 611,000 円(事前審査済計画については、 185,000 円) イ (略) (3) 非住宅建築物(非住宅部分(住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。)のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(非住宅部分に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置の評価(以下この表において「外皮性能評価」という。)を要しない場合にあつては、(2)イ(ア)から(カ)までに定める金額) ア 300 平方メートル以内のもの 247,000 円(事前審査済計画については、9,000 円)			計画については 304,000 円、 事前審査済計画については 174,000 円) (ケ) 301 戸以上のもの 611,000 円(誘導仕様基準計画については 344,000 円、事前審査済計画については 185,000 円) イ (略) (3) 非住宅建築物(非住宅部分(住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。)のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(非住宅部分に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置の評価(以下この表において「外皮性能評価」という。)を要しない場合にあつては、(2)イ(ア)から(カ)までに定める金額) ア 300 平方メートル以内のもの 247,000 円(省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画
--	--	--	--	--	---

					(以下この表において「モデル建物法計画」という。)については99,000 円、事前審査済計画については9,000 円)
		イ 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 395,000 円(事前審査済計画については、 <u>28,000 円</u>)			イ 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 395,000 円(モデル建物法計画については162,000 円、事前審査済計画については28,000 円)
		ウ 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 563,000 円(事前審査済計画については、 <u>84,000 円</u>)			ウ 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 563,000 円(モデル建物法計画については259,000 円、事前審査済計画については84,000 円)
		エ 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 692,000 円(事前審査済計画については、 <u>133,000 円</u>)			エ 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 692,000 円(モデル建物法計画については337,000 円、事前審査済計画については133,000 円)
		オ 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 821,000 円(事前審査済計画については、 <u>174,000 円</u>)			オ 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 821,000 円(モデル建物法計画については408,000 円、事前審査済計画については174,000 円)
		カ 25,000 平方メートルを超えるもの 939,000 円(事前審査済計画については、 <u>28,000 円</u>)			カ 25,000 平方メートルを超えるもの 939,000 円(モデル建物法計画については28,000 円)

		218,000 円) (4) (略)			480,000 円、事前 審査済計画につ いては 218,000 円) (4) (略)
2 法第55条第1項の 規定に基づく低炭素 建築物新築等計画の 変更の認定の申請に 対する審査	(略)	(1) 一戸建ての住宅 を対象とする変更の 認定の場合 17,500 円(事前審査 済計画については、 2,500 円) (2)～(4) (略)	2 法第55条第1項の 規定に基づく低炭素 建築物新築等計画の 変更の認定の申請に 対する審査	(略)	(1) 一戸建ての住宅 を対象とする変更の 認定の場合 17,500 円(誘導仕様 基準計画について は9,000 円、事前審 査済計画について は2,500 円) (2)～(4) (略)
備考 (略) 別表第8～別表第9 (略) 別表第10			備考 (略) 別表第8～別表第9 (略) 別表第10		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 建築物のエネルギ ー消費性能の向上に 関する法律 (以下こ の表において「法」と いう。)第12条第1項 又は第13条第2項の 規定に基づく建築物 エネルギー消費性能 適合性判定の申請に 対する審査	(略)	(略) (1) 300平方メートル 未満のもの 300,00 0円(建築物エネルギ ー消費性能基準等を 定める省令(平成28 年経済産業省令・国 土交通省令第1号。以 下この表において 「省令」という。)第 1条第1項第1号ロに 規定する基準(以下 この表において「第1 条モデル建物法」と いう。)を用いたとき は、114,000円) (2)～(6) (略)	1 建築物のエネルギ ー消費性能の向上に 関する法律 (以下こ の表において「法」と いう。)第12条第1項 又は第13条第2項の 規定に基づく建築物 エネルギー消費性能 適合性判定の申請に 対する審査	(略)	(略) (1) 300平方メートル 未満のもの 300,00 0円(省令第1条第1項 第1号ロに規定する 基準(以下この表に おいて「第1条モデル 建物法」という。)を 用いたときは、114,0 00円) (2)～(6) (略)
(略)			(略)		
4 法第34条第1項の 規定に基づく建築物 エネルギー消費性能 向上計画の認定の申 請に対する審査	(略)	(1) 一戸建ての住宅 (非住宅部分を有し ないものに限る。以 下この表において同 じ。)を対象とする認 定の場合	4 法第34条第1項の 規定に基づく建築物 エネルギー消費性能 向上計画の認定の申 請に対する審査	(略)	(1) 一戸建ての住宅 (非住宅部分を有し ないものに限る。以 下この表において同 じ。)を対象とする認 定の場合

		次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 200 平方メートル未満のもの 45,000 円(法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受け、又は同法による設計住宅性能評価書を添付して申請された建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「事前審査済計画」という。)については、<u>6,000 円</u>) イ 200 平方メートル以上のもの 50,000 円(事前審査済計画については、<u>6,000 円</u>)			次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 200 平方メートル未満のもの 45,000 円(省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「誘導仕様基準計画」という。)については、22,000 円、法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受け、又は同法による設計住宅性能評価書を添付して申請された建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「事前審査済計画」という。)については、<u>6,000 円</u>) イ 200 平方メートル以上のもの 50,000 円(誘導仕様基準計画については、24,000 円、事前審査済計画については、<u>6,000</u>
--	--	--	--	--	--

		(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。) 又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。) の住宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。) を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 300 平方メートル未満のもの 90,000 円(事前審査済計画については、12,000 円) イ 300 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 151,000 円(事前審査済計画については、26,000 円) ウ 2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 258,000 円(事前審査済計画については、59,000 円)			円) (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。) 又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。) の住宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。) を対象とする認定の場合((4)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる認定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 300 平方メートル未満のもの 90,000 円(誘導仕様基準計画については43,000 円、事前審査済計画については12,000 円) イ 300 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 151,000 円(誘導仕様基準計画については75,000 円、事前審査済計画については26,000 円) ウ 2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 258,000 円(誘導仕様基準計画については136,000 円、事前審査済計画については59,000 円)
--	--	---	--	--	---

		エ 5,000 平方メートル以上のもの 371,000 円(事前 審査済計画につ いては、106,000 円)			エ 5,000 平方メートル以上のもの 371,000 円(誘導 仕様基準計画に ついては 205,000 円、事前審査済 画 については 106,000 円)
		(3)～(5) (略)			(3)～(5) (略)
(略)			(略)		
6 法第 41 条第 1 項の 規定に基づく建築物 エネルギー消費性能 基準に適合している 旨の認定の申請に対 する審査	(略)	(1) 一戸建ての住宅 を対象とする認定の 場合 次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次 に定める金額 ア イ(ア)から (エ)までのいず れにも該当しな い建築物を対象 とする認定の場 合 次に掲げる建 築物の床面積の 合計の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額 (ア) 200 平方メ ートル未満の もの 45,000 円(省令第 1 条 第 1 項第 2 号 イ(2)及び(3) 並びにロ(2)及 び(3)に定める 基準(以下この 項において「仕 様基準等」とい う。)を用いた ときは、22,000 円) (イ) 200 平方メ ートル以上の もの 50,000 円(仕様基準等 を用いたとき は、24,000 円) イ (略)	6 法第 41 条第 1 項の 規定に基づく建築物 エネルギー消費性能 基準に適合している 旨の認定の申請に対 する審査	(略)	(1) 一戸建ての住宅 を対象とする認定の 場合 次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次 に定める金額 ア イ(ア)から (エ)までのいず れにも該当しな い建築物を対象 とする認定の場 合 次に掲げる建 築物の床面積の 合計の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額 (ア) 200 平方メ ートル未満の もの 45,000 円(省令第 1 条 第 1 項第 2 号 イ(2)及び(3) 並びにロ(2)及 び(3)並びに第 10 条第 2 号イ (2)及びロ(2) に定める基準 (以下この項に おいて「仕様基 準等」という。)を用いたとき は、22,000 円) (イ) 200 平方メ ートル以上の もの 50,000 円(仕様基準等 を用いたとき は、24,000 円) イ (略)

		(2) 及び (3) (略)			(2) 及び (3) (略)
備考 (略)			備考 (略)		
以下 (略)			以下 (略)		

6. 令和4年度市営弥永住宅新築工事請負契約の締結について

1 契約概要

(議案第20号)

工事件名	令和4年度市営弥永住宅新築工事	
工事概要	○市営住宅の建替 2DK-1 28戸 2DK-2 28戸 3DK 13戸 3LDK 1戸 } 総戸数 70戸	摘要(別途工事)
	構造 鉄筋コンクリート造 階数 7階建 敷地面積 2,538.57㎡ 建築面積 768.38㎡ 延床面積 3,935.48㎡ 駐車場 58台	・電気工事 ・管工事 ・ガス工事 ・浴槽・風呂釜工事 ・エレベーター工事 ・木製建具工事 ・襖工事 ・畳工事 ・植栽工事
工事場所	福岡市南区弥永団地	
工事期間	議決の翌日から500日	
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和4年12月8日	
仮契約年月日	令和4年12月12日	
落札者	西中洲樋口・法城建設工事共同企業体	
契約価額	810,700,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 73,700,000円)	
予定価格	819,456,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 74,496,000円)	
失格基準価格	737,510,400円 (うち消費税及び地方消費税相当額 67,046,400円)	

【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	西中洲樋口・法城 建設工事共同企業体	

2 入札結果

(1)技術評価点の内訳

評価項目			配点
提案項目	技術提案	項目 1 構造体コンクリートの品質確保について [着目点] 本工事は、市営住宅の鉄筋コンクリート造7階建の新築工事であり、長期的に使用される市営の共同住宅として、構造躯体の安全性・耐久性が求められるため、住棟工事の各施工段階におけるコンクリートの品質管理が重要となる。	10
		項目 2 近隣住民に対する騒音・振動・粉じん対策について [着目点] 本工事は、既存住棟及び戸建て住宅に近接した場所で行う新築工事であり、住棟工事に伴い発生する騒音・振動・粉じんに対し、周辺住環境に配慮した対策を講じることが重要となる。	10
	小計 a		20.0
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	6
		工事成績優良業者の表彰実績	
		同種工事の施工実績	
		品質管理への取り組み	
	技術者の能力	資格の保有状況	2
		同種工事の施工経験	
	社会・地域貢献・社会性	社会貢献・政策貢献	4.5
		災害対策協力企業	
		本店所在地	
	社会・信頼性の企業性	競争入札参加停止措置状況	(-2) [※]
小計 b			12.5
加算点 a+b			32.5
標準点 c			100
技術評価点A (a+b+c)			132.5

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ (α は数値調整のための係数)
(予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha = 100,000,000$)

落札者		
名称	西中洲樋口・法城 建設工事共同企業体	
区分	提案数	点数
A(2.0)	2	8.5
B(1.5)	3	
C(1.0)	0	
D(0.5)	0	
E(加算点なし)	0	
A(2.0)	1	8.0
B(1.5)	4	
C(1.0)	0	
D(0.5)	0	
E(加算点なし)	0	
16.5		
6.000		
2.000		
3.625		
減点なし		
11.625		
28.125		
100		
128.125		

737,000,000

17.3846

3 落札者の技術提案の概要

項目 1	構造体コンクリートの品質確保について
	本工事は、市営住宅の鉄筋コンクリート造7階建の新築工事であり、長期的に使用される市営の共同住宅として、構造躯体の安全性・耐久性が求められるため、住棟工事の各施工段階におけるコンクリートの品質管理が重要であり、これらを踏まえた具体的で有効な提案がなされた。
項目 2	近隣住民に対する騒音・振動・粉じん対策について
	本工事は、既存住棟及び戸建て住宅に近接した場所で行う新築工事であり、住棟工事に伴い発生する騒音・振動・粉じんに対し、周辺住環境に配慮した対策を講じることが重要であり、これらを踏まえた具体的で有効な提案がなされた。

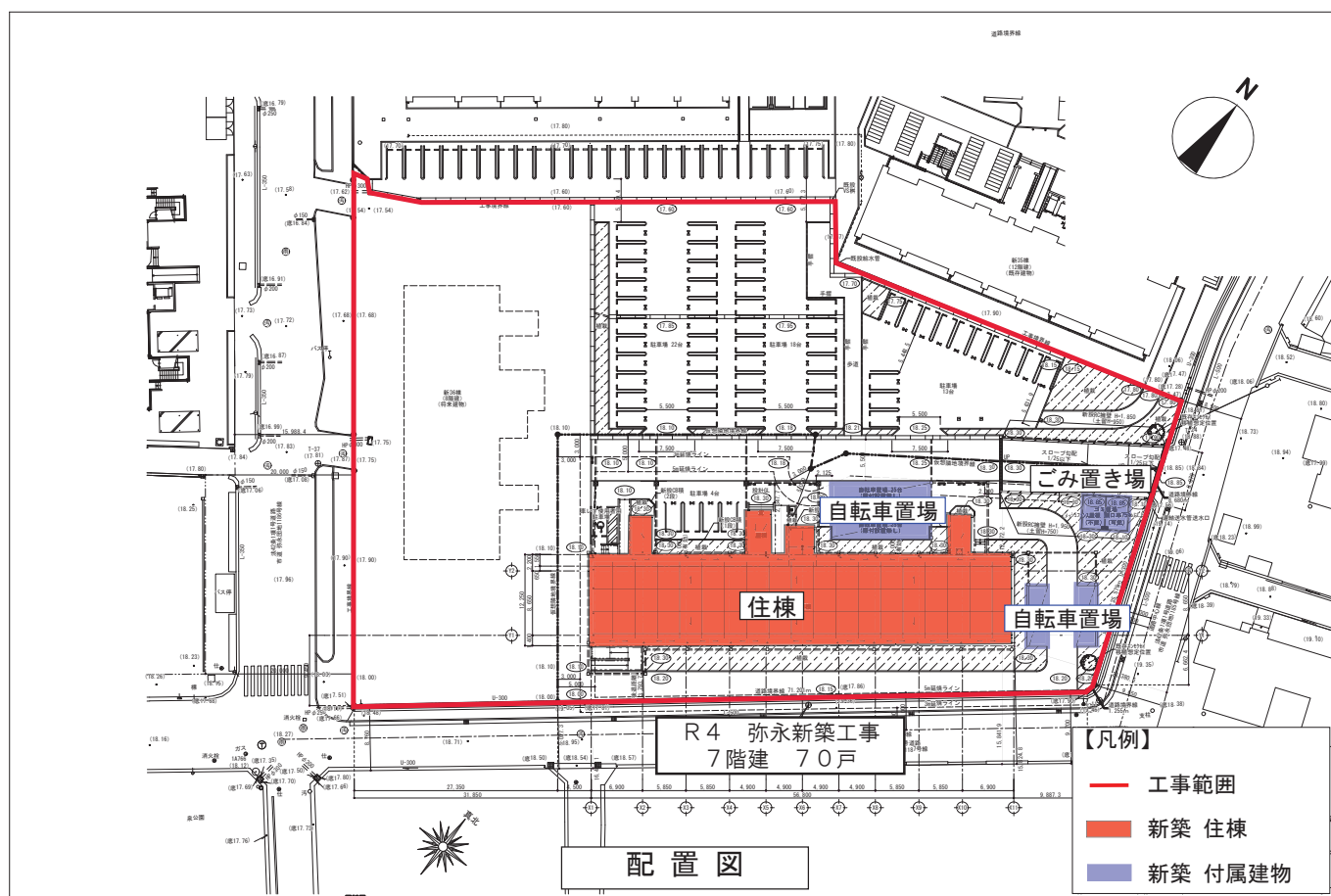
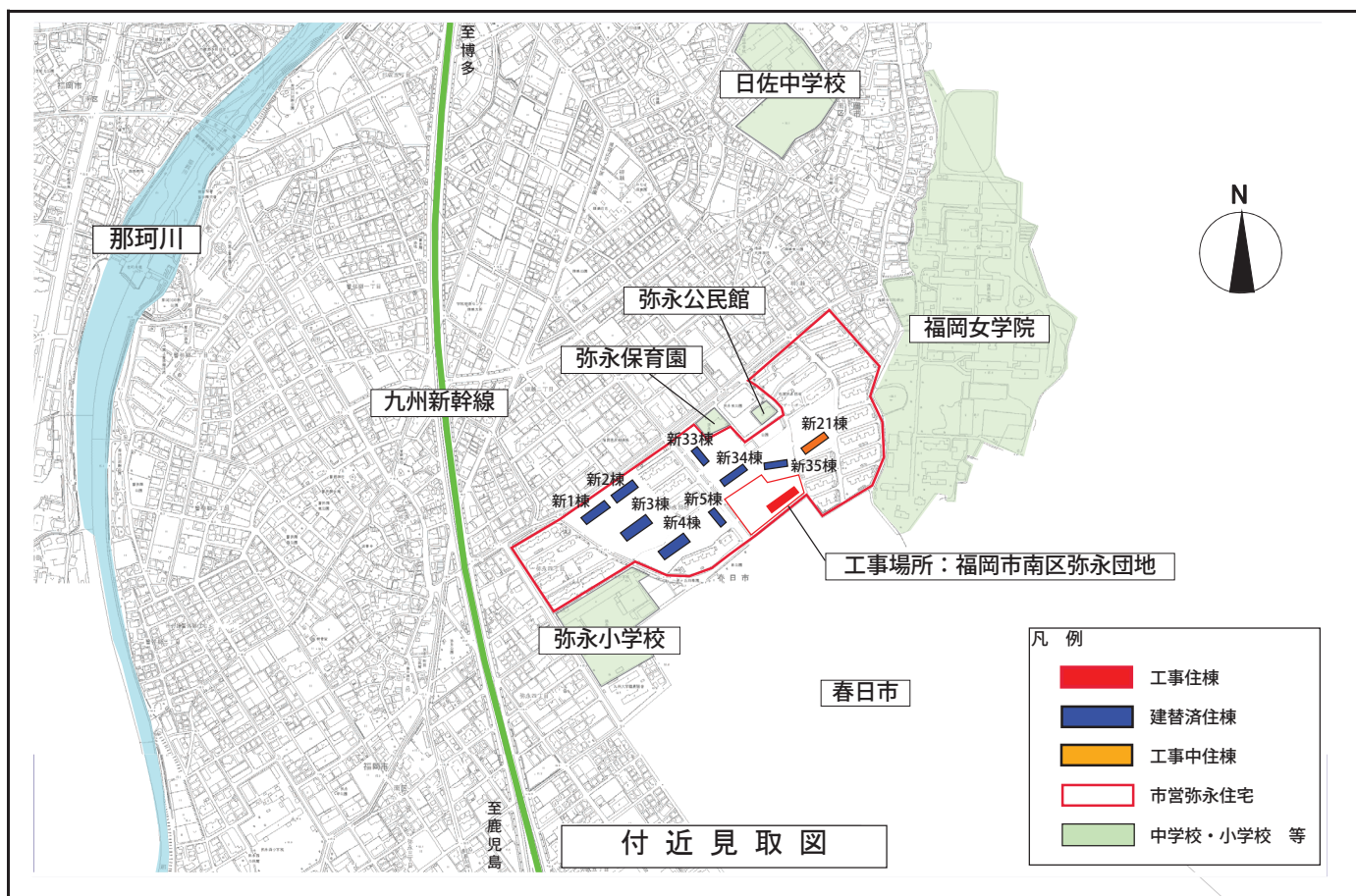
(参考)評価項目の内容

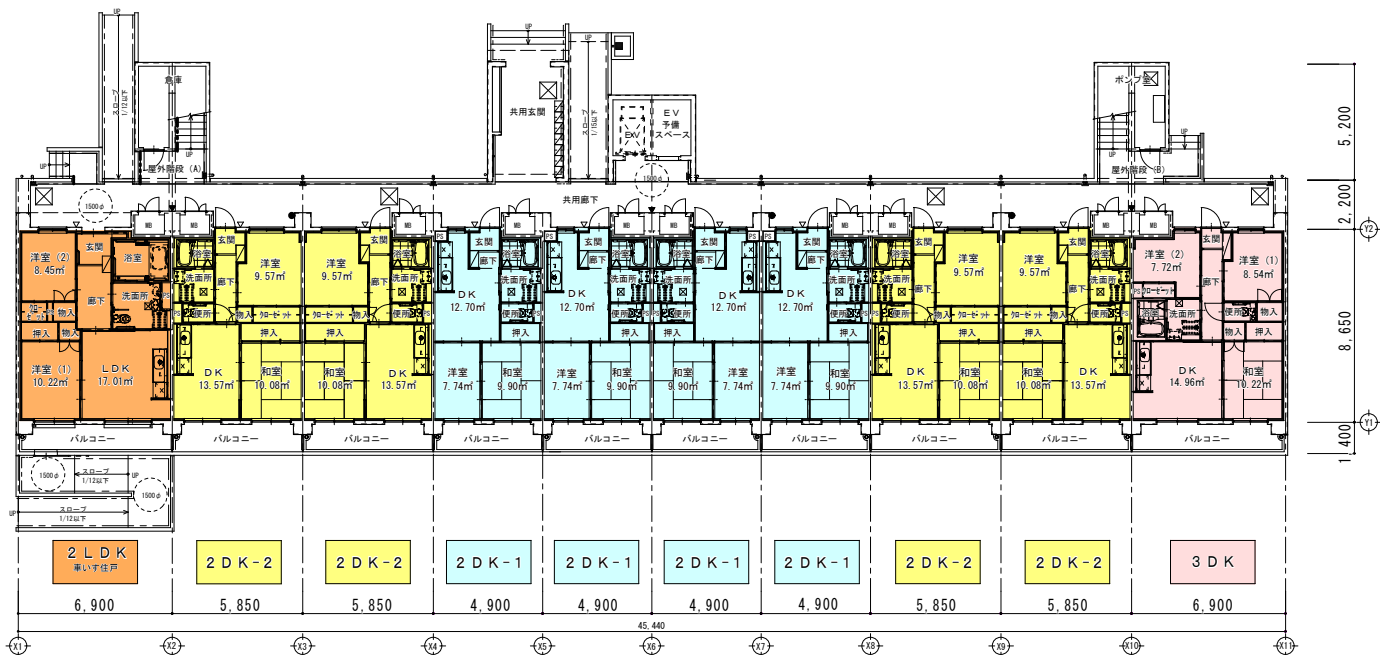
企業評価項目

評価項目		評価内容
企業 の 施 工 能 力	工事成績の実績	平成24年4月1日～令和4年10月12日の間に、福岡市が評定通知した建築工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	令和2年10月13日～令和4年10月12日の間に、福岡市が建築工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成24年4月1日～令和4年10月12日の間に竣工した 【代表者】地上6階建て以上のRC造・SRC造の新築・増築または改築工事 【構成員】RC造・SRC造の新築・増築または改築工事 の施工実績により評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	品質管理への取り組み	ISO9001の取得があれば優位に評価する。 取得の有無により評価。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技 術 者 の 能 力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成24年4月1日～令和4年10月12日の間に竣工した地上6階建て以上のRC造・SRC造の新築・増築または改築工事の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社 会 貢 献 ・ 地 域 貢 献	社会貢献・政策貢献	福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	今年度4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で本市に本店が所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
企 業 信 頼 の 性 質	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)

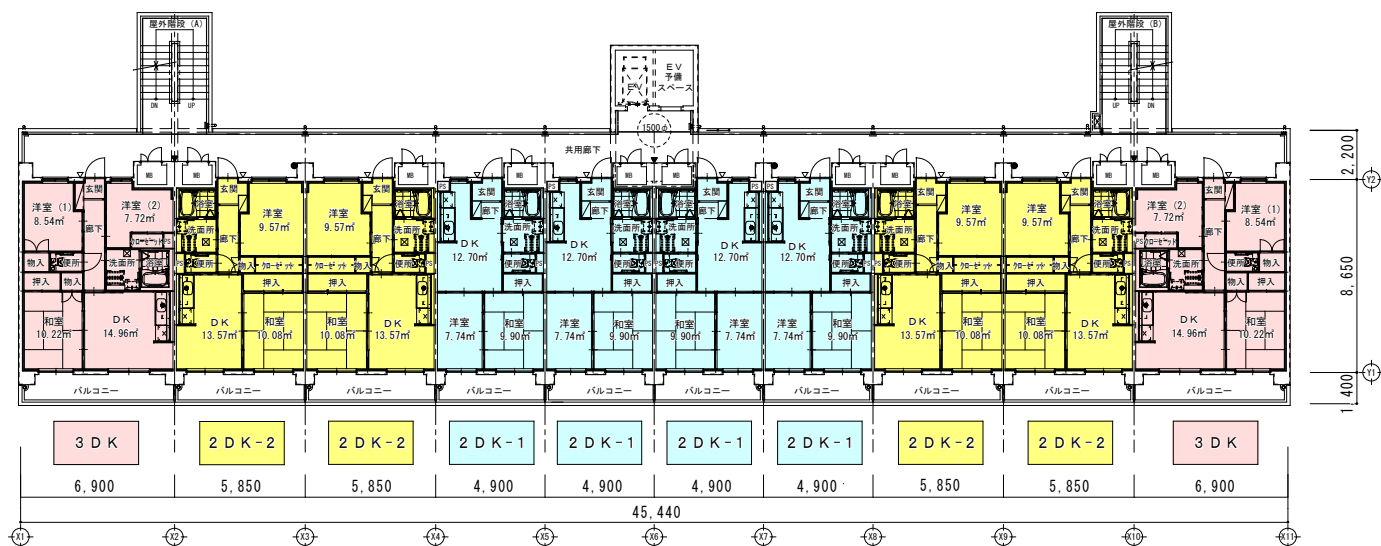


市営弥永住宅 位置図

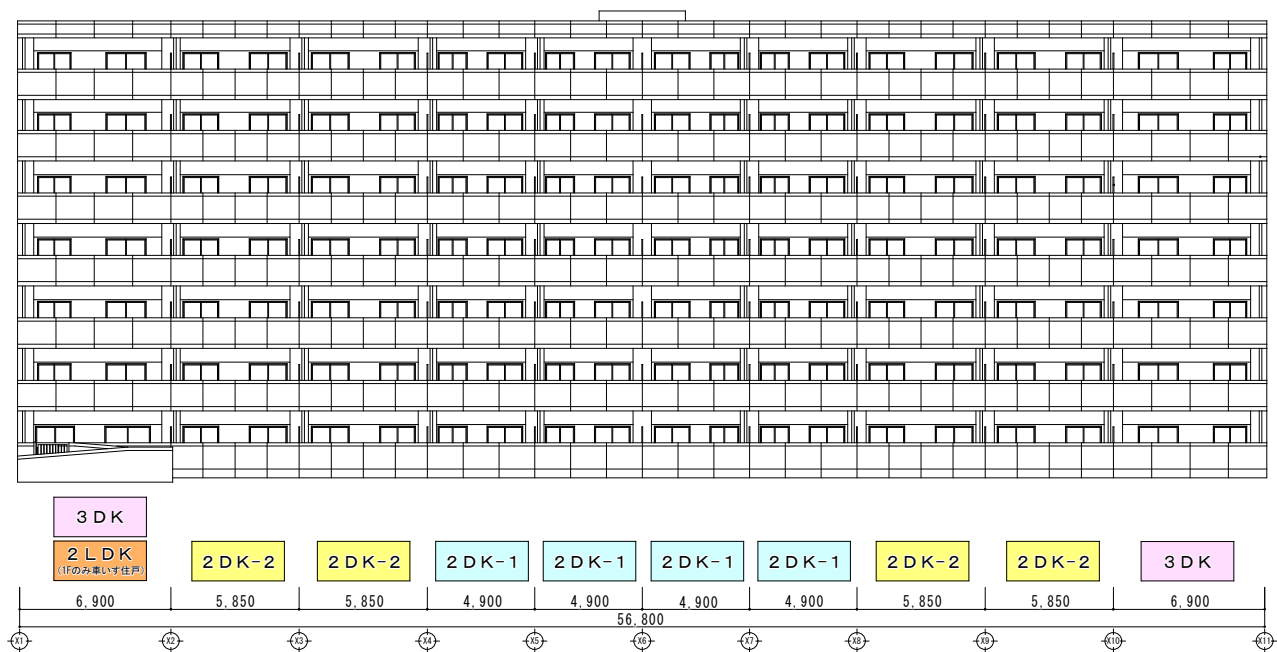




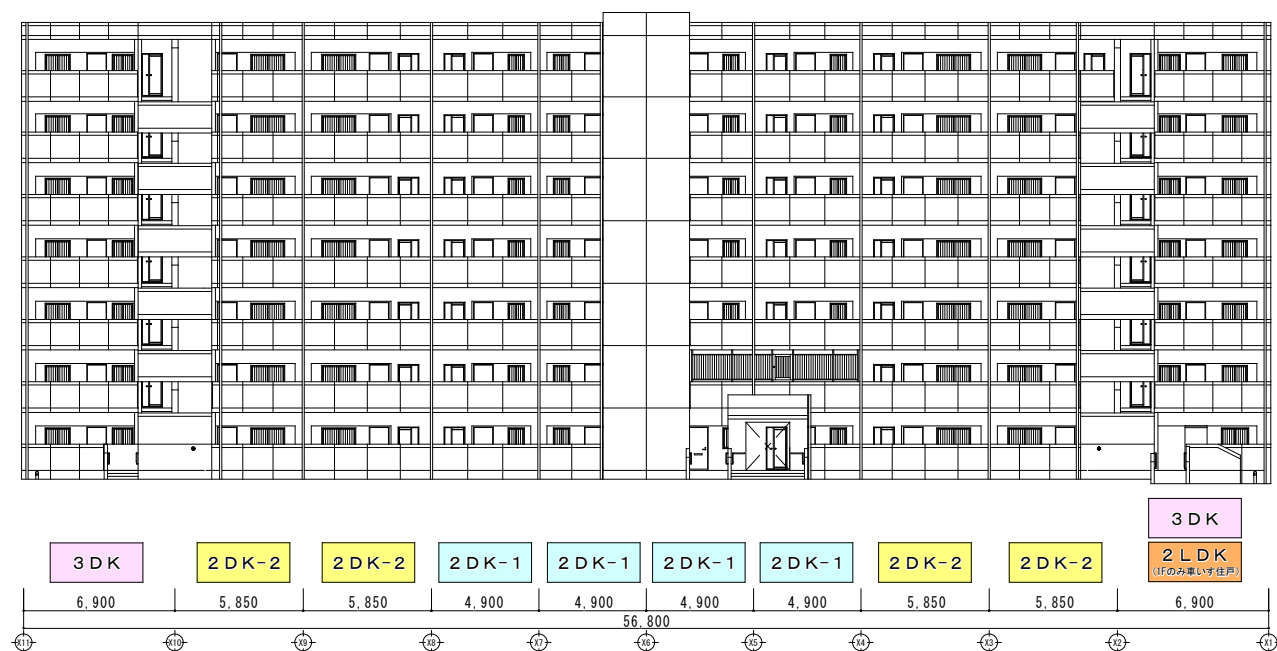
1階平面図



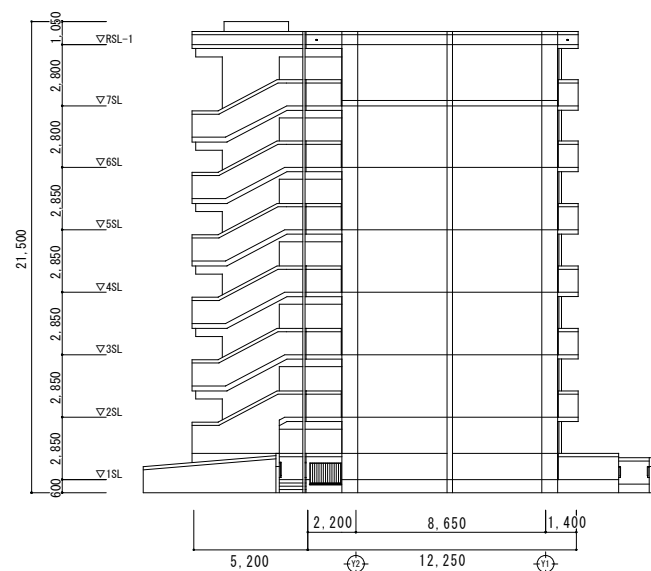
2～7階平面図



南面立面图



北面立面图



西面立面图



東面立面图

7. 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について (議案第23号)

1 理由

本件は、市道の管理のかしによって発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項13号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方		損害賠償額
住所		1, 023, 467 円
氏名		

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

3 事件の概要

令和3年2月20日午後10時30分頃、相手方[REDACTED]氏が、市内博多区中洲五丁目6番28号付近の市道の歩道部分を歩行中、当該歩道部分に設置されていた植樹ますの舗装が沈下して段差が生じていたため、当該段差に左足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。

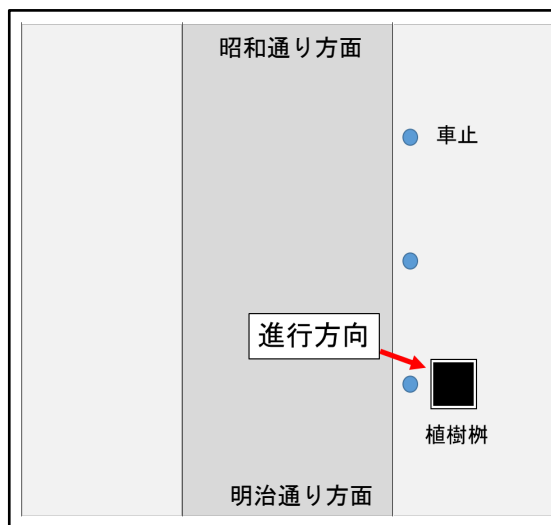
【位置図】



【現場写真】



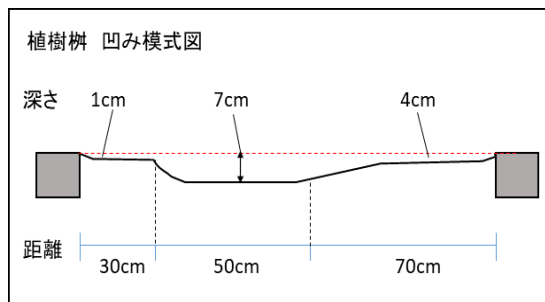
【位置図（詳細）】



【段差状況】



【断面図】



人的損害	3,411,555
物的損害	
損害額計	3,411,555
市の過失割合	3割
損害賠償額合計	1,023,467